

松江市歴史まちづくり推進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 松江市における歴史的風致の維持向上を図ることを目的とし、歴史的風致維持向上計画に関する協議・提言及びその実施に係る連絡調整を行うため、松江市歴史まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び提言等を行う。

- (1) 松江市歴史的風致維持向上計画に関すること
- (2) 前号のほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、松江市、島根県、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体等で構成する。

- 2 委員のうち、学識経験者その他協議会が必要と認める者については、松江市長が委嘱する。
- 3 委嘱の期間は2年以内とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて松江市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、松江市文化スポーツ部文化財課において所掌する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。